

2026年3月23日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（法人番号：1010405009403）

グローバル CBPR 要件改訂、JIPDEC が新基準に基づく認証審査を 2027 年 4 月開始 — 認証要件を 50 項目から 57 項目へ拡充、国際的なデータ保護の整合性を強化—

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（所在地：東京都港区、会長：杉山秀二、以下 JIPDEC）は、グローバル CBPR フォーラムによるグローバル越境プライバシールール（CBPR）システムの新プログラム要件公表（2026年3月23日）を受け、新たな要件に基づくグローバル CBPR の審査を 2027 年 4 月より開始する予定です。

今回の改訂では、認証要件が従来の 50 項目から 57 項目へと拡大されるとともに、要件内容の見直しが行われ、フォーラム参加国・地域間におけるデータ保護およびプライバシー要件の整合性が一層強化されました。これにより、グローバルなデータ流通における相互運用性の向上と、個人データ保護のさらなる強化が図られます。

JIPDEC は、本改訂に対応した審査体制の整備を進めるとともに、日本企業の申請窓口として認証取得に関する相談対応を行い、国際的なデータ流通の信頼性向上に貢献してまいります。

なお、2027 年 4 月 1 日までは、グローバル CBPR システムと APEC CBPR システムのプログラム要件は同一であり、企業は両制度への参加を継続することが可能です。

■ [新たなプログラム要件の詳細はこちらから](#)

- [経済産業省ニュースリリース](#)

グローバル CBPR とは

グローバル CBPR システムとは、グローバル CBPR フォーラムに参加を認められた国および地域（日本、米国、メキシコ、カナダ、シンガポール、韓国、オーストラリア、台湾、フィリピン、ドバイ国際金融センター）が正会員として認証機関を登録し、その機関が企業の個人データ取り扱いについて申請に基づき審査・認証する政府支援の制度です。フォーラムには世界中が参加可能で、アソシエイトとしては、英国、バミューダ、モーリシャス、ナイジェリアが参加しており、制度により広範囲な個人データの円滑な越境移転が可能になります。

また、グローバル CBPR では、共通の認証マークが認証の証しとして使用されるため、認証企業は世界的に「適正な越境データ移転を行う企業」として示すことができます。

■ 本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

認定個人情報保護団体事務局

お問い合わせフォーム https://www.jipdec.or.jp/cbpr_inquiry.html